

宅地建物取引業法施行規則が改正されます

令和7年4月1日施行

1 事務所掲示物の宅地建物取引業者票の改正点

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 埼玉県知事 ()
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号または名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

削除 専任の宅地建物取引士氏名

追加 事務所の代表者
(政令で定める使用人) の氏名

追加 専任の宅地建物取引士の人数

裏面に変更箇所の注意点を記載しております

2 事務所に備える従業者名簿の改正点

削除 性別 ・ 生年月日

従業者名簿							
様式第八号の二							
氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士 であるか否かの 別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなくな った年月日

宅建協会にご入会いただくことで、各種書式・様式が入手可能です
本新様式は施行日以降ハトサポ>契約書式にて公開予定！



公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 6-15 埼玉県宅建会館 TEL048-811-1868

令和7年4月1日施行

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方

第50条第1項関係

1 専任の宅地建物取引士の数の記載方法について

事務所に掲示する宅地建物取引業者票の記載事項のうち「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」については、当該事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数について変更があった場合のみ変更することとし、当該変更に伴い提出する専任の宅地建物取引士設置証明書に記載された「宅地建物取引業に従事する者の数」と同じ数を記載することとする。

(A4)

添付書類(3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

年 月 日

埼玉県知事

商号又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

※サイズ変更はありません

宅地建物取引業者票

免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 埼玉県知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号または名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

※専任の宅地建物取引士設置証明書は免許申請（新規・更新）、名簿記載事項変更届出（一部）の添付書類です。

※ダウンロードできない様式です

◎令和7年4月1日前に宅建業免許を取得される場合・すでに取得されている場合
現行（改正前）の業者票を掲示し、令和7年4月1日に改正版と差替え対応をしてください。

◎令和7年4月1日以降に宅建業免許を取得される場合
改正版の様式を掲示してください。



公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 6-15 埼玉県宅建会館 TEL048-811-1868